

石岡市が発注する建設工事における情報共有システム実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設現場における生産性の向上を推進するための取組みの一環として、石岡市が発注する建設工事において情報共有システムを実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 実施要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

ICT（情報通信技術）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいい、石岡市ではASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※1）によるものとする。

※1 「ASP方式」とは、インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。

(2) 土木工事

石岡市が発注する建設工事のうち、「積算基準及び標準歩掛」により積算を実施した建設工事とする。

(3) 営繕工事

石岡市が発注する建設工事のうち、「公共営繕工事積算基準」または「公共住宅営繕工事積算基準」により積算を実施した建設工事とする。

(4) 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主に指す。なお主任（監理）技術者や工事監理業務受注者などの関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(5) 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある監督員を主に指す。なお、検査員や発注担当課職員等の関係者も各種工事情報の共有が可能である。

(6) 工事帳票

「指示」，「承諾」，「協議」，「提出」，「提示」，「報告」，「通知」の行為に必要な工事帳票及びその添付資料のことをいう。なお，紙と同等の原本性を担保するため，施工中においては工事帳票の変更履歴を記録し，工事完成後においては，情報共有システムから電子データを移管しても受発注者の押印・署名と同等の記録が各工事帳票に記録される必要がある。

（情報共有システムの対象工事）

第3条 対象工事は石岡市が発注する建設工事のうち次の各号を全て満たすものとし，発注に際して特記仕様書に受注者希望型であることを明示する。

- (1) 土木工事または営繕工事に該当する建設工事
- (2) 起工額が200万円（税込）をこえる建設工事

2 本要領の適用日時点で発注済（契約済を含む）の案件についても，受発注者協議により対象工事とすることができるものとする。

（情報共有システムの機能要件）

第4条 この要領において使用できる情報共有システムは，次のとおりとする。使用するシステムの決定については，1号または2号に該当するシステムから受発注者協議により決定する。

- (1) 土木工事は，「茨城県土木部情報共有システム要件書」を満たすものとする。
- (2) 営繕工事は国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019年版 営繕工事編」を満たすものとする。

2 発注者及び受注者は，情報共有システムにおいて奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い，利用開始までに利用可能環境を用意するものとする。

※国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件の対応状況

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>

（対象とする工事帳票）

第5条 情報共有システムで対象とする工事帳票は，別紙1 情報共有システム対象書類一覧表を基本に，受発注者協議により決定するものとする。

(対象とする工事帳票の決裁)

第6条 対象とする工事帳票の決裁は、情報共有システム上で行うものとする。

(セキュリティ関係)

第7条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から次の各号の項目の管理を徹底すること。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底
- (2) ウィルス対策の徹底
- (3) 個人情報等機密情報の管理徹底
- (4) 工事関係データの管理徹底(定期的なバックアップなど)
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

(検査)

第8条 情報共有システムで処理を行った工事帳票は電子データでの完了(中間)検査の受検を可能とする。なお、検査時の取扱いについては、別紙1 情報共有システム試行対象書類一覧表(案)を基本に、受発注者協議により決定するものとする。

(情報共有システムで処理を行った工事帳票の電子データの納品)

第9条 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体(CD-R等)で納品する。

(情報共有システム利用に係る経費)

第10条 情報共有システムの利用に係る経費(登録料及び使用料)は、各号のとおりとする。

- (1) 土木工事は、共通仮設費(技術管理費)の率計上分に含まれる。
- (2) 営繕工事は、共通仮設費に積上計上(現場管理費及び一般管理費等率の計上は対象外)することとする。

(システム利用に関するアンケート)

第11条 受注者は、工事完成後14日以内に、情報共有システム試行に係るアンケートを提出する。

(その他)

第12条 この要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

付則

この要領は、令和7年7月1日以降に契約する工事に適用する。

(参考) 特記仕様書の記載例

土木工事

第〇〇条 情報共有システム対象工事

- 1 この工事は、石岡市が発注する建設工事における情報共有システム実施要領（以下、「要領」）第3条に基づき、受注者の希望により情報共有システムを活用することができる工事である。
- 2 実施にあたっては「要領」に基づくものとする。この「要領」は、石岡市のホームページから入手できる。
- 3 活用する情報共有システムは、「茨城県土木部情報共有システム要件書」を満たすシステムから受発注者協議により決定する。
- 4 情報共有システムで対象とする工事帳票は、「要領」別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。なお、別紙1 の取扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。
- 5 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD-R等）を2部納品する。
- 6 受注者は、工事完成後14 日以内に、情報共有システムに係るアンケートを提出する。
- 7 やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により対象工事から除外することができるものとする。

営繕工事

第〇〇条 情報共有システム対象工事

- 1 ここの工事は、石岡市が発注する建設工事における情報共有システム実施要領（以下、「要領」）第3条に基づき、受注者の希望により情報共有システムを活用することができる工事である。
- 2 実施にあたっては「要領」に基づくものとする。この「要領」は、石岡市のホームページから入手できる。
- 3 活用する情報共有システムは、「営繕工事は国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件2019 年版 営繕工事編」を満たすシステムから受発注者協議により決定する。

4 情報共有システムで対象とする工事帳票は、「要領」別紙1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。なお、別紙1 の取扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。

5 情報共有システムで処理を行った工事帳票一式は、工事完成時に電子媒体（CD-R等）を2部納品する。

6 受注者は、工事完成後14 日以内に、情報共有システムに係るアンケートを提出する。

7 やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により対象工事から除外することができるものとする。